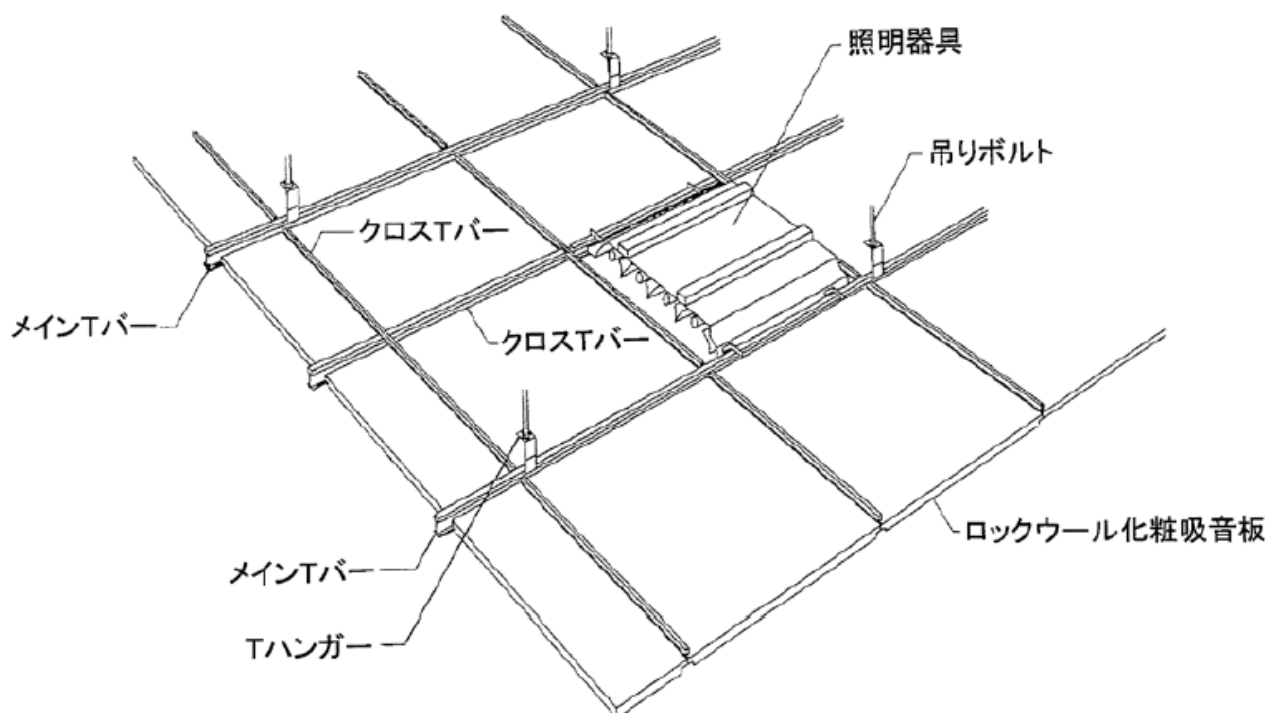


システム天井グリッドタイプの維持管理・保全について

2026年5月作成

1. システム天井グリッドタイプとは

- ロックウール化粧吸音板(以下天井板とする)、照明器具、設備機器等を下図のようにスチール製のTバーで組まれたグリッド内に落とし込む工法である。



- 納まり方法など詳細については、下記 URL を参照のこと。

ロックウール工業会:システム天井標準施工要領書

https://www.rwa.gr.jp/download/data/C8G_202107.pdf

2. 設置・取扱いに関する留意事項

1) 設備機器の設置

- 天井板に開口を設ける際に、設備機器の荷重がかかる場合は補強が必要となる。重さが 1kg を超える設備機器は直吊りまたは別の下地に取り付ける。詳細は、下記 URL を参照のこと。

ロックウール工業会: システム天井用天井材の開口及び開口補強基準

https://www.rwa.gr.jp/download/data/202503_01.pdf

- 開口を伴わない設備機器の設置も同様に補強が必要となる。

2) 安全上の注意

- 天井板や天井下地(Tバー、金物含む)には乗らない・ぶら下がらない。
- 新たに天井より吊り下げなどをおこなわない。
- 天井板に下からの衝撃や力をかけないこと。破損・浮き上がり・落下の原因となる。
- 天井板の破片は食べられない。特に乳幼児が口に入れないよう注意すること。
- アスベストを含む旧天井板などメンテナンス・改修時には取り扱いに注意すること。詳細は、下記 URL 参照のこと。

ロックウール工業会: 石綿(アスベスト)含有製品の製造時期等一覧表について

https://www.rwa.gr.jp/download/data/AS_SEIZOUJIKI.pdf

3) 衛生面での配慮

- 天井板は汚れた手や濡れた手で触れないようにする。
- 作業時は手袋等を使用し、部材を清潔に保つこと。

4) 室内環境

- 高温多湿や外気の直接流入する環境では天井材がたわむ恐れがあるため、使用を避ける。
- 施工時及び施工後の湿度は 80% 以下であること。
- 本天井は一般用途専用。常時振動・衝撃・風圧・湿気などが加わる場所には使用しないこと。

5) 点検時の天井板の取り扱い

- 天井板は取り外し可能で、天井裏の点検口として利用可能。
- 点検後は必ず元の位置に正確(天井板裏面の矢印を合わせる。)に戻すこと。浮いた状態では落下の危険性がある。
- 点検作業中は天井下地(Tバー、金物含む)や天井板に寄りかかったり、乗ったりしないこと。
- 無理な開閉や扱いは、天井板の破損や変形、落下の原因になる。
- 天井板は端部・角部が弱く破損しやすいため、取り扱いに注意すること。
- 端部・角部の破損が見受けられた際は、天井板を交換すること。

6) 地震後の対応について

- 地震後は身の安全を最優先の上、天井板の落下、外れ、破損や天井下地の変形等がないか確認すること。
- 何らかの変化があった場合は、専門業者へ相談の上対処すること。

3. レイアウト変更・パーティション等設置について

1) 天井のレイアウト変更について

- グリッド天井は、天井板や設備機器およびパーティションの移設・増設・撤去が容易にできる。
- ただし、以下の場所では移設ができない又は難しい場合がある。
 1. 壁際・柱際・窓際、防煙垂壁など天井板上部にチャンネルがある部分
 2. Tバー交点でTハンガーにブレース補強されている部分
 3. 天井裏にダクト・空調機・大梁などがある部分
- 部分的に改修を計画される場合は専門業者に相談してください。

2) パーティション等の設置について

- 天井下にパーティション等を設置する場合は、天井裏のブレース補強が必要となる。
- 天井ブレース補強工事や設備工事は専門業者に委託すること。
- ブレース補強の基準は、ロックウール工業会のガイドラインに従う。詳細は、下記 URL を参照のこと。

ロックウール工業会:システム天井の間仕切ブレース補強ガイドライン 2020 年版

https://www.rwa.gr.jp/download/data/systemceiling_brace_guideline_2020.pdf

- パーティション等の取り付けには、専用金具や下地材を使用する。
- 原則的に 40kg/m²以内のパーティション等を選定し天井に取り付けること。

4. 清掃・廃棄について

- 天井板は洗浄できないため、汚れた場合は交換が必要となる。
- 天井板の破片が目に入った場合はこすらず洗い流す。取れない場合は医師に相談すること。
- 天井板の屑・廃材・ごみの処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に処分すること。